

金沢市市民活動サポートセンターの使用の承認等に関する審査基準及び使用の承認の取消し等に関する処分基準の制定（案）の概要

1 目的

金沢市市民活動サポートセンター条例（以下「条例」といいます。）第10条及び第11条並びに同条例施行規則第4条及び第5条に規定する使用の承認等に関する審査基準並びに条例第12条に規定する使用の承認の取消し等に関する処分基準を制定するものです。

2 制定の内容（審査基準及び処分基準）

(1) 使用の承認に関する審査基準（案）について（条例第11条関係）

次の場合は、使用を承認しないものとします。

- ① 条例第12条「使用の承認の取消し等」に該当するに至るおそれが明らかであると判断されるとき。
- ② 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ③ 青少年の健全育成を阻むおそれがあると認められるとき。
- ④ 条例第1条の目的に合致しないと認められるとき。

(2) 使用申請書の受付期間に関する審査基準（案）について（条例施行規則第4条関係）

次の場合は、使用の申し込みを2年前からとします。

- ① 金沢市又は金沢市教育委員会が主催し、共催し、又は後援する事業
- ② 国際的又は全国的な規模の会議等で、広報、周知等の準備に相当の期間を要する事業
- ③ 条例の目的の達成に特に資すると認められ、一般市民に広く公開する事業

(3) 使用の承認の取消し等に関する処分基準（案）について（条例第12条関係）

次の場合は、使用の承認の取消し又は使用の承認の条件を変更できるものとします。

- ① 条例第11条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- ② この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- ③ 使用の申請に偽りがあったとき。

3 施行期日

令和元年10月上旬（予定）

《参考》金沢市市民活動サポートセンターの概要

(1) 施設の概要

- ① 位 置 金沢市片町2丁目5番17号
- ② 施 設 受付相談窓口、打合せコーナー、ロッカー、メールボックス等

(2) 事業

- ・ 町会その他の地域団体への加入及び市民活動団体等の活動に関する相談及び支援に関すること。
- ・ 市民活動団体等の相互の連携を促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 市民活動団体等の活動に関する情報の収集及び提供に関すること。

など

(3) 施設の使用

- ① 開所時間 午前10時から午後10時まで
- ② 休所日 月曜日（祝日の場合は、直後の平日）、12月29日から1月3日まで
- ③ 打合せコーナー、ロッカー及びメールボックスの使用
 - ・ 使用することができるもの
市民活動団体等その他市長が適当であると認める団体
 - ・ 使用料
無料